

米軍航空機の事故調査報告書の公表について

平成八年十二月二日
外 務 省

平成八年十二月二日の日米合同委員会において、米軍航空機の事故調査報告書の提供及び公表に関する手続が別紙のとおり承認された。

(全文)

(仮訳)

米軍航空機の事故調査報告書について

日本国内における米軍の安全な運用に関する日本国民による理解を促進するために、日本国政府が合同委員会を通じて要請を行うときは、合衆国政府は、日本国政府に対して、米軍航空機の事故調査報告書の公表可能な写しを提供することに同意する。この提供は、原則として、当該要請の日から六か月以内になされる。事故調査報告書が六か月以内に準備できない場合は、合衆国政府は、日本国政府に対し、調査の終了の見込まれる日について通知し、また、当該要請の日から六か月が経過した後は、三か月毎に終了の見込まれる日を更新する。

提供された報告書の内容は、公開することができる。